

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・新宿税務署長

平成21年7月16日受理

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成●●年（○○）第●●号、平成18
年9月5日判決、本資料256号－235・順号10495）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成19年10月25日判決、本資料2
57号－193・順号10802）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、第4及び第5の2を除く部分を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、
第4及び第5の2を除く部分は、重要でないと認められる。

平成21年7月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

当事者目録

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
相手方	新宿税務署長 倉田 次男
同指定代理人	三上 寛治